

第 五 號

一中隊ハ山岳に據ルル者ニ對シ其基平自外山
 行各ニ鉄條用ヲ設置セトス
 二隊ハ山岳ニ據ルル者ニ對シ其基平自外山
 行各ニ鉄條用ヲ設置セトス
 三隊ハ山岳ニ據ルル者ニ對シ其基平自外山
 行各ニ鉄條用ヲ設置セトス
 之カガ鉄條ニ悉ク取付ス



十六乘作命第二號

中八地區隊命令



- 一 部隊ハ不夜障一碍物ヲ増設シ障地ヲ強化セトス
- 二 機關銃中隊ヨリ下士官以下十五名大隊砲小隊ヨリ長以下十名ヲ
 一九〇〇は本部ニ差込シ副官ニ指示ヲ受ケシムベシ
- 三 第五中隊長ハ不夜障ハ水河河内附近ニ鉄條細ヲ設置スベシ
 全員ハ器具(比率ハ内是ニテ)鐵條ニ携行トス
- 四 左記ニヨリ兵器次具ヲ交付ス

依而各隊ハ一九〇〇本部機崎曹長ヨリ受領スベシ

應甲枚擲器 五九〇 中隊各ヨリ
藥 各五〇發
又旗數手數手爆藥小銃ナイナイト四〇本 番官一〇本
束若干ヲ交付ス

中野

茶之味竹階地ヨリ△
草程殊ク是也半厚云
9/2 玄規ニ似テ厚且更
微常伴

第一節

一 中隊の尖兵隊を率へて第一線に基を置き、既述陣

地を堅固に築き、之を固守せしむ

二 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五

名、斬込隊を率へて、既述陣地に

各一挺の機関砲を配置し、且

機関砲を率へて



一 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

二 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

三 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

四 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

五 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

六 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

七 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

八 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

九 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて

十 高射砲中隊、機関砲中隊、及長以下五名、斬込隊を率へて、既述陣地に各一挺の機関砲を配置し、且機関砲を率へて